



竹原市景観計画(案)



重点地区説明会及びパブリックコメント

実施結果



令和3年12月9日



1. 重点地区説明会(竹原シンボルロード周辺地区)

① 実施概要

実施日：令和3年7月20日(火)

時間：18:30~19:30

場所：竹原市民館2階 第2・3会議室

参加者：6人

② 周知方法

重点地区住民へ各戸配布



説明会 状況写真

竹原市景観計画(案)

説明会のお知らせ

地域の皆様へ

平素から、市行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このたび、「竹原らしさが四季を彩り 交流と魅力あふれるまち」を将来像に掲げた景観計画(案)を策定し、特に竹原らしい魅力と活力のある景観を創出すべき地区を重点地区として、きめ細かな景観誘導を図る予定です。

つきましては、次のとおり説明会を開催しますので、御多用とは思いますが、御参加くださいますようお願いいたします。

(1) 説明会の日時・場所

日時	時間	場所
令和3年7月20日(火)	18時30分~(1時間程度)	竹原市民館 2階 第2・3会議室

(2) 説明会の内容

- ・景観計画(案)の目的や内容について
- ・今後必要となる届出対象行為について

(3) 景観計画の重点地区(竹原シンボルロード周辺地区) : 景観計画重点地区



※新型コロナウイルス感染症予防対策のため、ご参加にあたってはマスクの着用をお願いします。

【問い合わせ先】
竹原市 建設部 都市整備課
(伊藤、景山)
☎：22-7749

各戸配布資料

P 1

③ 主な意見と対応

NO.	意見の内容	回答内容	対応
1	<p>景観17選の写真の竹並木は竹が荒れている写真となっている。竹原は竹の町であることから、計画の中で竹をもっと意識した計画とするべきである。</p>	<p>検討する。</p>	<p>計画へ反映 (P6)</p>
2	<p>国道432号の竹の植樹は背が高く、家から車で出る際に、国道432号の車が見えにくく危険。高さを低くしてほしい。</p>	<p>今後、植樹帯の竹の種類等について、視距も考慮した竹の種類について検討する。</p>	<p>-</p>
3	<p>景観計画は観光のためと思うが、道路は生活に必要である、早く4車線化を進めてほしい。</p>	<p>景観計画において、竹原市のシンボルロードとして国道432号を位置づけていることで、路線の重要度が増し広島県の事業進捗も図られると考えている。</p>	<p>-</p>

1. 重点地区説明会(町並み保存地区周辺地区)

① 実施概要

実施日：令和3年7月28日(水)

時間：18:30~19:30

場所：道の駅たけはら2階

地域交流スペース

参加者：14人

② 周知方法

重点地区住民へ各戸配布



説明会 状況写真

竹原市景観計画(案)

説明会のお知らせ

地域の皆様へ

平素から、市行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このたび、「竹原らしさが四季を彩り 交流と魅力あふれるまち」を将来像に掲げた景観計画(案)を策定し、特に将来に渡って景観を保全すべき地区を重点地区として、きめ細かな景観誘導を図る予定です。

つきましては、次のとおり説明会を開催しますので、御多用とは思いますが、御参加くださいますようお願いいたします。

(1) 説明会の日時・場所

日時	時間	場所
令和3年7月28日(水)	18時30分~(1時間程度)	道の駅たけはら (2階 地域交流スペース)

(2) 説明会の内容

- ・景観計画(案)の目的や内容について
- ・今後必要となる届出対象行為について

(3) 景観計画の重点地区(町並み保存地区周辺地区) : 景観計画重点地区



※新型コロナウイルス感染予防対策のため、ご参加にあたってはマスクの着用をお願いします。

【問い合わせ先】
竹原市 建設部 都市整備課
(伊藤、景山)
☎: 22-7749

各戸配布資料

P 3

1. 重点地区説明会(町並み保存地区周辺地区)

③ 主な意見と対応

NO.	意見の内容	回答内容	対応
1	町並み保存地区の外の方の参加者が少ない。この計画の事を知らない人もでてくると思われる。重点地区内の方の生活に関わることなので、今後条例制定までに周知を徹底すべき。	重点地区内の方へは、自治会を通じて各戸配布を行って案内をおこなっているが、参加者が少ない状況である。一人一人に個別に説明することは難しいが、今後、通信のような形で周知徹底を行う必要があると感じている。今後、届出の仕方等については、周知徹底すべきと考えている。	令和3年9月に景観づくり通信を発行し、説明会の内容を周知。 参考資料 1
2	町並み保存地区内（重伝建内）に住んでいるが、これまで、看板を立てる際に届出が必要であったが、他に住んでいて困ることはなかった。特に心配はいらなと思う。	ご意見の通り、今ある建物で景観計画の基準に合っていないからといって直ちに基準どおりに是正を求めるものではない。景観計画に伴う、条例施行後に新たに新築等される際に基準に適合されずに建築された場合は、市から、勧告や変更命令をだすこととなる。	—
3	黒レンガや御影石の舗装があるが、損傷個所がたくさんある。また、水路の蓋も修景してあるが、水害で流れ、一生懸命探しに行って、設置してもはまらないし、不便なため、検討してほしい。	ご指摘とおり、平成30年と令和3年の災害で流されました。そのため、他の方からもご指摘をいただいているところです。蓋は修景と維持管理を考え、FRPの蓋を設置していますが、今後対策を検討してまいります。	令和3年9月蓋同士を連結し、流失防止対策を実施。
4	3年前の災害と同様に被災している。この3年間で何もできていなかったとのことで国土交通大臣や県知事もこられたが、今後同じようなことが起きないようにしていただきたい。また、地域住民が安心できるよう、今どこまで事業が進んでいる等の経過報告を地域住民にわかるようにやって是非やっていただきたいと要望したい。	先日、国土交通大臣もこられたことは非常に大きなことであり、今後、復旧も力を入れていくこととなると思われる。市としても、平成30年と同様に被災してしまったということは重々承知しており、復旧へ向けて尽力していく必要があると認識している。	—

1. 重点地区説明会(竹原駅前周辺地区)

① 実施概要

実施日：令和3年7月29日(木)

時間：14:30~15:30

場所：広島市信用組合 3階会議室

参加者：7人

② 周知方法

重点地区住民へ各戸配布



説明会 状況写真

竹原市景観計画(案) 説明会のお知らせ

地域の皆様へ

平素から、市行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このたび、「竹原らしさが四季を彩り 交流と魅力あふれるまち」を将来像に掲げた景観計画(案)を策定し、特に竹原らしい魅力と活力のある景観を創出すべき地区を重点地区として、きめ細かな景観誘導を図る予定です。

つきましては、次のとおり説明会を開催しますので、御多用とは思いますが、御参加くださいますようお願いいたします。

(1) 説明会の日時・場所

日時	時間	場所
令和3年7月29日(木)	14時30分~(1時間程度)	広島市信用組合 (シンヨー) 3階 会議室

(2) 説明会の内容

- ・景観計画(案)の目的や内容について
- ・今後必要となる届出対象行為について

(3) 景観計画の重点地区(竹原駅前周辺地区)

□: 景観計画重点地区



【問い合わせ先】
竹原市 建設部 都市整備課
(伊藤、景山)
☎: 22-7749

各戸配布資料

P 5

③ 主な意見と対応

NO.	意見の内容	回答内容	対応
1	あちこち空き地ができていますが、重点地区内の空き地に万が一住宅を建てる場合、建てられるのか。建てることを反対しているとかではなく、行政としてどのように考えられているのか。	景観計画として、住宅が建つことについての、規制は無い。景観計画に基づき、住宅であっても、景観形成に努めてもらうことになるため、見た目については、配慮してもらう必要がある。届出を出していただくことになるのでその際に、景観形成基準との確認をさせていただく。また、用途地域としても住居は建てられる地域である。	—
2	今後、従来の建物について、景観形成基準に整合を図るように指導されることになるのか。	特にそこまでは考えていない。あくまでも次に塗り替える時に、景観形成基準に適合していただくように考えている。今後は、新築や改築等の際にノスタルジックな景観を阻害しないように配慮していただくように考えている。	—
3	景観計画に基づいて進めていただく事は大変ありがたいことだが、空き店舗こそが景観を阻害していると思うが、どのように考えているか。	ご意見の通り、空き店舗の問題はある。ここ数年、この空き店舗への取り組みを進めてきたが、店舗のオーナー側が積極的に貸す状況ではないと実感している。そのため、ここの魅力を高めるため、竹原駅前エリアウォークブルビジョンを進めてきている。ここの魅力が高まれば、オーナーさんも積極的に貸していただけるのではないかと期待している。	—

1. 重点地区説明会(忠海市街地周辺地区)

① 実施概要

実施日：令和3年8月2日(月)

時間：18:30~19:30

場所：忠海地域交流センター

参加者：15人

② 周知方法

重点地区住民へ各戸配布



説明会 状況写真

竹原市景観計画(案)

説明会のお知らせ

地域の皆様へ

平素から、市行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このたび、「竹原らしさが四季を彩り 交流と魅力あふれるまち」を将来像に掲げた景観計画(案)を策定し、特に竹原らしい魅力と活力のある景観を創出すべき地区を重点地区として、きめ細かな景観誘導を図る予定です。

つきましては、次のとおり説明会を開催しますので、御多用とは思いますが、御参加くださいますようお願いいたします。

(1) 説明会の日時・場所

日時	時間	場所
令和3年8月2日(月)	18時30分~(1時間程度)	忠海地域交流センター (旧忠海公民館)1階

(2) 説明会の内容

- ・景観計画(案)の目的や内容について
- ・今後必要となる届出対象行為について

(3) 景観計画の重点地区(忠海市街地周辺地区) : 景観計画重点地区



※新型コロナウイルス感染症予防対策のため、ご参加にあたってはマスクの着用をお願いします。

【問い合わせ先】
竹原市 建設部 都市整備課
(伊録、景山)
☎: 22-7749

各戸配布資料

P 7

1. 重点地区説明会(忠海市街地周辺地区)

③ 主な意見と対応

NO.	意見の内容	回答内容	対応
1	重点地区の東西への市道については道が狭い状況となっている。竹原駅前は無電柱化は進んでいるが、この市道の無電柱化の予定は無いのか。	竹原の国道185号（竹原消防前～マクドナルド）と国道432号（新開区画整理事業区域）については無電柱化が進められている。この事業は、広域的に防災上必要な道路及び景観への配慮の目的で国と県によって整備がされている。ご意見いただいた市道部分について、竹原市で管理している道路であり、現在のところ無電柱化の事業は予定していない。	—
2	現在立っている重点地区内の建物で推奨色・基準色から外れている建物はどうか。	既存不適格の建物となる。あくまでも景観計画は新築や改築など、これから新たに何かされる際に基準に適合していただくように考えている。 忠海市街地周辺地区の重点地区内すべての建物を確認できたわけではないが、概ね111件の建物があり、3件程度が推奨色・基準色から外れている状況であった。	—
3	忠海の歴史的景観の観点から、旧宅や神社・仏閣等をどのように保存していくかが計画に入っていない。これから建てる建物への規制ばかりになってしまっている。もっと、忠海の景観の良さを守っていくのであれば、古い歴史的な建物も何らかの形で公共が保存していくべきである。古い歴史的建物の保存と規制を総合的に進める計画とすべきである。	景観計画において、建物の所有者の同意をもって、景観的な建物などを景観重要建造物として指定できることとなっている。例えば、日の丸写真館や河畑タバコ店を想定している。指定されると、しっかり保存をしていくことと、固定資産税の減免等の支援もある。景観計画の策定後に指定をしていくこととなる。その他景観重要樹木の指定もあるため、例えば内堀公園の大きな木を指定することもできる、指定されると勝手に切ることはできなくなり、守っていくことができるようになる。	—

2. パブリックコメント

① 実施時期

令和3年8月10日（火）～令和3年9月10日（金）

② 対象者

- 市内に住所を有する者
- 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- 市内に存する学校に在学する者

③ 公表場所



2. パブリックコメント

④ 周知方法

ポスター



パブリックコメント募集でご意見お寄せください

- 閲覧場所** 都市整備課（市役所2階）、町並み保存センター、竹原地域交流センター、忠海支所
- 対象者** 市内に在住、在勤、在学している方
- 提出方法** 所定の用紙に記入の上、持参・郵送・メール・ファックスのいずれかで提出
- 募集期間** 令和3年8月10日～9月10日
- お問合せ・提出先** 竹原市中央五丁目1-35 竹原市建設部都市整備課
- 電話 0846-22-7749
- FAX 0846-22-8579
- E-mail toshi@city.takehara.lg.jp

令和3年 8月広報



意見募集

●竹原市景観計画案について

「景観計画」とは、「景観法」に基づき、景観行政団体（竹原市）が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画です。市民アンケートや、有識者、公募による市民の意見を踏まえ策定した計画案について、市民のみなさまからのご意見を募集します。

公表資料

竹原市景観計画（案）
公表・意見提出期間
8月10日（火）～9月10日（金）
8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）

閲覧場所

都市整備課（市役所2階）、忠海支所
※竹原市景観計画案については町並み保存センター、竹原地域交流センターでも閲覧できます。

意見を提出できる人

市内に居住、通勤、通学している人

意見の提出方法

所定の用紙（任意様式でも可）に記入の上、持参・郵送・メール・ファックスのいずれかで提出
※郵送の場合は当日消印有効

意見の提出先・問い合わせ

都市整備課都市計画係（〒725-8666 住所不要）
☎ 22-7749 FAX 22-8579
E-mail toshi@city.takehara.lg.jp



P10

2. パブリックコメント

ホームページ

竹原市景観計画案に対するパブリックコメントを実施します。

「景観計画」とは、「景観法」に基づき、景観行政団体(竹原市)が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画です。このたび本計画について、市民アンケートや、有識者、公募による市民の意見を踏まえた計画案について、市民のみなさまからのご意見を募集します。

■ 意見の募集期間

令和3年8月10日(火曜日)から令和3年9月10日(金曜日)まで

■ 閲覧場所

次の場所及び市ホームページで計画案をご覧になれます。

- ・市役所都市整備課(本庁2階)
- ・忠海支所
※土・日曜日、祝日を除く8時30分～17時15分
- ・竹原地域交流センター
※土・日曜日、祝日を除く8時30分～17時
- ・町並み保存センター
※水曜日を除く9時30分～16時30分

■ 意見を提出できる人

次のいずれかに該当する人・団体が意見を提出することができます。

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人、その他団体
- ・市内に存する学校に在学する方

■ 意見書の提出方法

所定の用紙(任意様式でも可)に記入の上、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法で都市整備課まで提出してください。
※様式は閲覧場所に備付けております。また、市ホームページからもダウンロードできます。
※ご連絡先(氏名、住所、連絡先等)の記入がないものは無効となりますので、あらかじめご了承ください。
※お寄せいただいた意見につきましては、計画を策定するための参考とさせていただきます。

● 提出先

〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号
竹原市建設部都市整備課都市計画係
電話 0846-22-7749
FAX 0846-22-8579
電子メール toshi@city.takehara.lg.jp

● 提出締切

令和3年9月10日(金曜日)17時15分まで
※郵送の場合は、締切当日の消印有効

● 提出様式

- ・意見書(PDF 90KB)
- ・意見書(ワード 19KB)



facebook



広島県竹原市

8月10日 2:01 · 🌐

【竹原市景観計画(案) パブリックコメント実施】

#竹原市 の魅力ある景観を守り・育て・次世代に引き継いでいくための #竹原市景観計画 (案) について、パブリックコメントを実施します。(都市)

○募集期間：8月10日(火)～9月10日(金)

○閲覧場所：市役所2階都市整備課、町並み保存センター、竹原地域交流センター、忠海支所及びホームページ

◆詳しくはこちら→

<https://www.city.takehara.lg.jp/tosi/keikan/keikankeikaku-pub.html>



Twitter



広島県竹原市

8月10日 · 🌐

【竹原市景観計画(案) パブリックコメント実施】

#竹原市 の魅力ある景観を守り・育て・次世代に引き継いでいくための #竹原市景観計画 (案) について、パブリックコメントを実施します。(都市)

○募集期間：8月10日(火)～9月10日(金)

○閲覧場所：市役所2階都市整備課、町並み保存センター、竹原地域交流センター、忠海支所及びホームページ

◆詳しくはこちら→

<https://www.city.takehara.lg.jp/tosi/keikan/keikankeikaku-pub.html>

⑤結果

項目	意見の内容	市の考え
<p>第4章 良好な景観形成のための行為の制限 2 景観形成基準</p>	<p>計画を作って終わりではなく、しっかり実行していかなければならない。第2章に整理してあったが、竹原には美しい景観がたくさんあるが、高齢化などで地元だけでは守っていくことが難しい。景観を守るための具体的な方法はあるのか。</p>	<p>景観を守るための具体的な方法として、「第6章 景観まちづくりの推進」に市民・事業者・行政の役割や具体的な事業等を記載しています。 また、景観計画に合わせて景観法に定める必要な事項を示す竹原市景観条例も作成する予定としています。</p>
<p>第4章 良好な景観形成のための行為の制限 2 景観形成基準</p>	<p>色彩の基準にマンセル値を利用しているが、これまでマンセル値は聞いたことがない。一般市民でも分かる表現に修正したほうがいい。</p>	<p>色彩の基準については、客観的かつ明確な基準を示すため、数値基準を採用しています。 数値基準は、日本工業規格に採用されているとともに、他の景観行政団体においても最も一般的なマンセル値を利用しています。 また、景観ガイドライン（仮称）を作成し、色彩の基準について、視覚的にもわかりやすくなるよう工夫します。</p>